

令和6年度 障害児通所支援事業所

集団指導(第2回)

名古屋市 子ども青少年局

子育て支援部 子ども福祉課

～次第～

1. 支援プログラム及び自己評価結果について
2. 強度行動障害研修について
3. 定員の遵守について
4. 運営指導における主な指摘事項(令和6年度実施分)
5. よくある質問Q&A
6. 名古屋市介護・障害福祉職員奨学金返済支援事業のご案内
7. 機関コンサルテーション事業地域支援マネージャーについて

※以下の「基準省令」とは、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)」を指す。

※本動画にて説明させていただく内容については特にご留意いただきたいものとなっています。動画以外の項目については資料集を確認してください。

【資料集掲載ページ】 [ウェルネットなごやトップページ](#) > [事業者の方へ](#) > [障害児通所支援事業者指定・登録等](#) >
[指定・登録等ダウンロード](#) > [8 障害児通所支援事業所集団資料の掲載資料について](#)

令和6年度 名古屋市障害児通所支援事業所集団指導(第2回)

1 支援プログラム及び自己評価結果について【資料集 議題1-1】

基準省令では、支援プログラム及び自己評価結果について、公表することとなっている。

(基準省令第26条、第26条の2)

【作成・実施についての参考資料】

- 支援プログラム：「児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き」
- 自己評価結果：「障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れ」

【注意】支援プログラム及び自己評価結果の公表方法及び公表内容について、届出がされていない場合、**減算**となる。

《届出方法》

事業所(センター以外) ⇒ 「名古屋市子ども発達支援サイト すてっぷサポート」に公表依頼(=届出)

児童発達支援センター ⇒ 「支援プログラム・自己評価結果の公表状況に関する届出書」の提出

届出期限：令和7年4月15日(火)

2. 強度行動障害児支援者養成研修の拡充について

【資料集 議題1-2】

○ 拡 充 内 容

- ① 今まで実施していた強度行動障害児支援者養成研修(基礎研修・年2回)に加えて、
あらたに強度行動障害児支援者養成研修(実践研修・年1回)を実施します。

- ② 障害児通所支援事業所(児童発達支援・放課後等デイサービス)の職員に加えて、
あらたに教員(特別支援学校の教師等)の受け入れを開始します。

○ 強度行動障害支援者養成研修について

- ・「強度行動障害」を有する児童に対する支援者養成研修です。「適切な支援を行う職員の人材育成」を目的とする基礎研修と「適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成」を目的とする実践研修があります。
- ・令和6年度の報酬改定によって、「強度行動障害支援者養成研修(実践研修)」を修了した職員を配置して支援を行った場合、「強度行動障害児支援加算」が算定できるよう見直されたことから、子ども福祉課主催研修においても実践研修(1回分)を追加し、強度行動障害児への支援を拡充します。
- ・また、令和7年度より受講対象を拡充し、新たに教員(特別支援学校の教師等)の皆さまを受け入れることで、教育・福祉の連携を充実してまいります。

3 定員の遵守について【資料集 議題1-3】

やむを得ない事情があるときを除いて、利用定員を超過して児童を受け入れることは、原則としてできないため、定員を遵守すること(基準省令第39条)

(定員の遵守)

第39条 指定児童発達支援事業所は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。(放課後等デイサービスは第71条)



- 定員を超える児童の受け入れは、最終的に利用する児童の不利益につながりかねない
- 減算が適用されない範囲だからといって、定員を超えて受け入れていい訳ではない
- ⇒災害や虐待等のやむを得ない事情で定員を超過する場合は、子ども福祉課への届出が必要

4. 運営指導における主な指摘事項(令和6年度実施分)【資料集 議題3-1】

(1) 児童発達支援計画及び放課後等デイサービス計画の作成[基準省令第27条、71条]

- ➡児童発達支援計画及び放課後等デイサービス計画の支援目標及び具体的な支援内容等について、「本人支援」「家族支援」「移行支援」を必ず記載すること。
「地域支援・地域連携」については、必要に応じて記載すること。

(2) 職場におけるハラスメント[基準省令第38条、71条]

- ➡職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を就業規則等に明確化すること。
職場におけるハラスメントの相談に対応する相談窓口をあらかじめ定め、文書等により従業者に周知すること。

(3)非常災害対策[基準省令第40条、71条]

➡腰より高い備品(棚等)、転倒した場合に危険な備品及び転倒した場合に避難等の導線を塞いでしまうおそれがある備品について転倒防止措置を施すこと。

(4)業務管理体制の整備に関する事項の届出[児童福祉法第21条の5の26]

➡すべての児童福祉サービス事業者は法人単位で、業務管理体制を整備し、関係行政機関に届け出る必要がある。必要な届出をすること。

◇ その他の主な指摘事項については資料集を参照し、今回指摘事項にあげていない事項についても、法令を遵守のうえ、適切に事業運営を行うとともに、支援の質の向上に努めること。

5. よくある質問Q&A集【資料集 議題3-2】

Q. 機能訓練担当職員を児童指導員や保育士と同様に人員基準に含めることはできるか。[No.6]

A. 当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。ただし、基準人員の半数以上は児童指導員または保育士でなければならない。

(例)定員10名の事業所で利用児童が10名の場合(基準人員2名)

保育士または児童指導員1名＋機能訓練担当職員1名併せて、2名の配置でも可。

※「平成30年度第2回集団指導 資料1 エ 基準省令第5条2項及び66条2項における機能訓練担当職員の取扱について」は、令和7年3月31日をもって廃止

Q. 専門的支援体制加算や児童指導員等加配加算における心理担当職員について、公認心理師の資格を有する者を配置した場合に限定されるのか[No.15]

A. 公認心理師以外にも臨床心理士、学校心理士及び臨床発達心理士の資格を有する方も心理担当職員として認められる。

Q. 欠席時対応加算の算定にあたっての家族等からの欠席連絡の日数は、どのようにカウントするのか[No.23]

A. 事業所の営業日換算で、2営業日前、1営業日前または当日に利用中止の連絡を受けるとともに、当該利用児童の状況を確認し、引き続き発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行い、記録を行うことで算定可能。

(例) 営業日が月曜日～土曜日の事業所の場合

利用予定が月曜日であれば、金曜日、土曜日、月曜日に連絡があった場合に算定可能

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日
		2営業日	1営業日		当日	

利用予定日

6 名古屋市介護・障害福祉職員奨学金返済支援事業のご案内 【資料集 議題5-2】

事業内容

名古屋市内の介護・障害福祉サービス事業所等に勤務している介護職員や相談支援専門員、看護職員等に奨学金の返済の一部を助成するものです。

令和7年度からの変更点

- ・障害福祉サービス事業所等に常勤で従事されている相談支援専門員及び看護職員についても対象となります。
- ・オンライン申請を開始します。オンライン申請にかかる詳細は資料にあります通知をご確認ください。

その他

事業の詳細については資料に掲載の「ウェルネットなごや」からご参照していただき、各事業所に所属されている職員の方への周知をお願いします。

7 機関コンサルテーション事業 地域支援マネジャーについて【資料集 議題5-3】

名古屋市発達障害者支援センターリンクす名古屋の地域支援マネジャーが
対応困難なケースを抱える事業所に対し、訪問型コンサルテーションを行います！

○事業所訪問、課題の整理、学習会を行った上で、事業所での支援方法について一緒に考え、問題解決や状態改善を目指します。費用は無料です。

<対象となる機関>

名古屋市内の発達障害児者を支援する事業所

(担当者個人としてではなく、事業所の依頼としてお申し込みください。)

<コンサルテーション内容>

○事業所

事業所全体の知識・支援技術向上のため、ニーズに合った全体学習会を行い、フォローアップ訪問を行います。

○個別ケース

対象者の支援について、アセスメント情報の聴き取りを行った上で、支援方法の検討、助言、振り返りを繰り返し、状態改善を目指します。支援の前提として共通した知識が必須と考えるため、開始前に全体学習会を行います。

<重点領域>

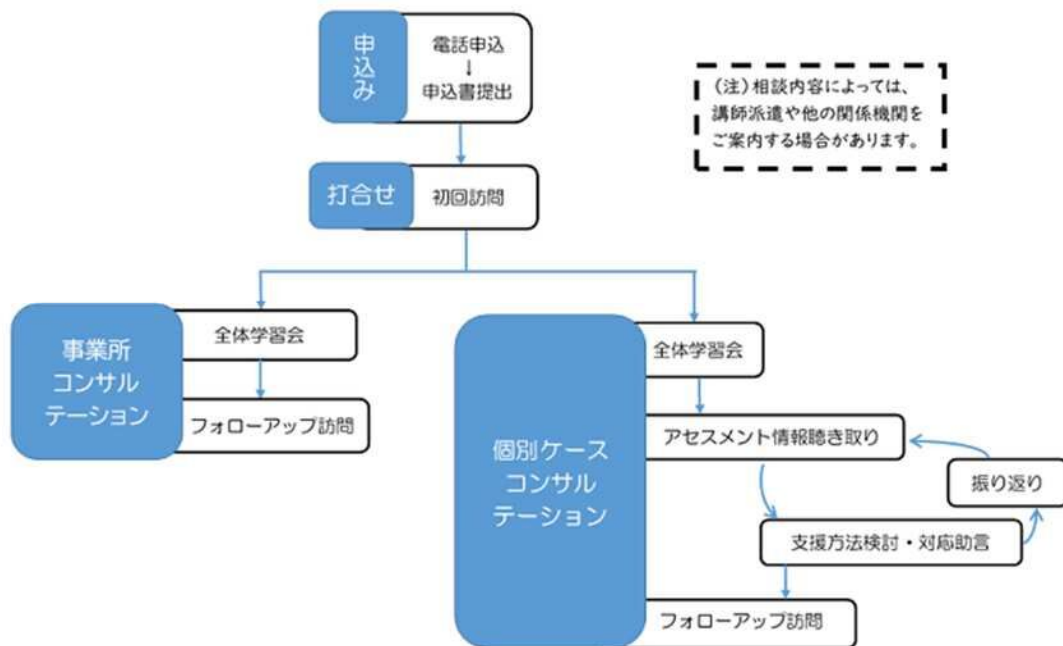
強度行動障害

18歳未満の方を対象に、強度行動障害の予防・軽減を目的としてコンサルテーションを行います。

触法障害者（注）18歳未満の方に関しては、児童相談所で対応

発達障害の方が犯罪に巻き込まれる事例が増えています。意図せず加害者となってしまう事例も発生しています。事業所として何ができるのか、多職種連携のためにどう動いたらよいのか、コンサルテーションを行います。

コンサルテーションの流れ



<申し込み方法>

1. お電話でご連絡ください。簡単な聴き取りをします。

電話番号：052-757-6140

○コンサルテーションとして対応する場合は、初回訪問の日程調整をし、
申込書を送付します。

2. コンサルテーション申込書を記入し、電子メールか
ファックスで送ってください。

電子メールアドレス

links@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

ファックス番号

052-757-6141

<問い合わせ先>

名古屋市発達障害者支援センター リンクス名古屋

電話番号: 052-757-6140

最後に

動画の閲覧・資料集の確認が完了しましたら、ウェルネットなごやに掲載されているアンケートフォームへ入力をお願いします。

右のQRコードor下記のURLからもアクセス可能です。



アンケートフォームURL: <https://logoform.jp/form/mX9C/967220>

ご視聴ありがとうございました。